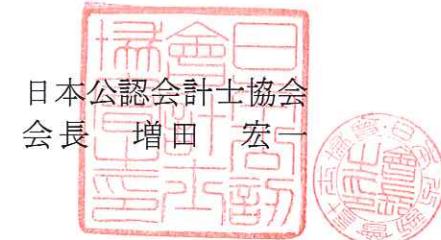




非営利21第2号  
平成21年6月1日

法務大臣  
森 英介 殿



拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会に対し格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

ご高承のとおり、バブル経済崩壊後の厳しい経済環境の中で発生した会計不祥事等への対応及び財務情報の信頼性の確保・向上のために、証券取引法の改正（金融商品取引法の改正を含む。）により、課徴金制度や内部統制報告書・経営者確認書の導入等ディスクロージャー制度の充実強化のための制度的措置が講じられました。さらに、二度にわたる公認会計士法の改正が行われ、監査人のローテーションの実施等公認会計士の独立性の強化、品質管理レビュー及び継続的専門研修の法定化、監査法人のガバナンスの充実等、監査の品質確保のための施策が強化される一方、会計基準や監査基準の整備・改訂等が行われてきました。当協会は、自主規制機関として、これらの法改正等の趣旨を真摯に受け止め、品質管理レビューの一層の充実や上場会社監査事務所登録制度の導入、倫理規則の整備等の一連の施策を講じ、監査の信頼回復に取り組んでまいりました。今後とも、自主規制機関として、監査の品質向上に精力的に対応してまいります。

しかしながら、監査を受ける側である経営者が会計監査人の選任と報酬を決定する仕組みは経営者と会計監査人との間で利益相反の可能性が常に付いて回ることになり、監査人の独立性の原点が精神的独立性にあるものの、いわゆる「インセンティブのねじれ」の問題は、会計監査人側の自助努力のみでは限界のある大きな課題であります。この問題については、世界各国ともその対応には非常に苦慮しているところですが、基本的には、会計監査人の独立性の保持はコーポレート・ガバナンスの根幹の一つと考えており、会社法において是非とも対応策を講じていただきたい旨、先の公認会計士法改正の際の国会の附帯決議を踏まえ、從来から強く切望しております。

当協会では、この「インセンティブのねじれ」の問題を検討するとともに、企業における不適切な会計処理への対応のためのコーポレート・ガバナンスはいかにあるべきかといった観点から上場会社のコーポレート・ガバナンスのあり方を中心に広く検討を進めてまいりました。

この度、別添の「上場会社のコーポレート・ガバナンスとディスクロージャー制度のあり方に関する提言 — 上場会社の財務情報の信頼性向上のために —」を去る5月21日に公表しましたことをご報告いたしますとともに、提言の主旨を要望書として取りまとめましたので、是非ともご検討いただきたくお願い申し上げます。

なお、提言を取りまとめた経緯・趣旨等について、参考として同封いたします。

敬 具

## 要望書

### 会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定権を監査役等に付与する措置 の検討等について

貴省の法制審議会におかれまして、下記の事項についてご審議に着手されることを要望いたします。その際には、今回の提言内容に関しまして、何とぞご検討いただきたくお願い申し上げる次第です。

#### 記

#### 1. 会計監査人の選任・監査報酬の決定について

会計監査人の選任に関わる主要な権限は、経営者（取締役会）から独立した監査役（会）が有することとし、監査役（会）が、監査委員会と同様に、株主総会に提案される会計監査人の選任議案の決定権を有するとともに、監査役（会）又は監査委員会が会計監査人の監査報酬の決定権を有する仕組みについて検討いただきたい。

#### 2. 監査役の機能の強化について

会社の業務執行に対する監査機能を高めるために、社外監査役の独立性（社外性）をより一層高めるとともに、高度化・複雑化する業務執行に対し監査役（会）が有効に機能するためには監査役の資質の向上を図る必要があることから、少なくとも1名については、財務及び会計に関する知見を有する者が選任されることを検討いただきたい。なお、監査役の職務を補助すべき使用人の充実が欠かせないと考えられ、上場会社においては当該使用人の積極的な設置が必要と考える。

#### 3. 有価証券報告書の財務諸表と計算書類の実質的一元化について

上場会社の株主・投資家の受け取る財務情報の質・量、比較可能性、有用性等の観点から、金融商品取引法と会社法における財務情報の実質的な一元化について検討いただきたい。

財務情報の実質的な一元化の方法として、上場会社は有価証券報告書の財務諸表の作成により、会社法上の計算書類の作成がなされたものとみなす（つまり、株主・投資家向けに開示される財務情報として有価証券報告書の財務諸表のみを作成する。）といった方法が考えられる。

#### 4. 金融商品取引法と会社法に基づく監査制度の一元化について

上場会社については、財務情報の実質的な一元化と合わせて、金融商品取引法と会社法に基づく監査制度の一元化について検討いただきたい。

監査制度の一元化の方法として、金融商品取引法に基づく財務諸表の監査により、会社法に基づく計算書類の監査がなされたものとみなすといった方法が考えられる。

以 上

(参考)

## 今回の提言の取りまとめに至る経緯・趣旨等

1. 協会では、企業のガバナンスに関する問題、特に「インセンティブのねじれ」の問題に関して、これまで監査報酬の決定権を監査役（会）又は監査委員会に付与すべきと一貫して主張してきたところであります。先の法制審議会における会社法制の現代化の審議の際には、監査役（会）又は監査委員会に、会計監査人の監査報酬に関する決定権限を付与すべきと主張しましたが、監査役及び監査委員は会社の業務執行権限を有しないなどの理由から採用されず、同意権限の付与になった経緯があります。
2. 平成19年6月に審議された「公認会計士法等の一部を改正する法律」の衆議院財務金融委員会及び参議院財政金融委員会の附帯決議においても、財務情報の適正性の確保のためには、企業のガバナンスの充実・強化が不可欠であることから、監査役等の専門性及び独立性の強化、監査人の選任議案の決定権や監査報酬の決定権を監査役等に付与する措置について引き続き真剣な検討を行うこととされているところであります。
3. 協会は、法務省から、会社法第399条により監査役（会）又は監査委員会に付与された会計監査人の報酬等の同意の制度が機能しているか否か、その運用状況等の実態を知りたいとの要望を受けて、実態調査を実施し、平成19年10月、当該調査結果を報告しております。その後、当該調査結果等を踏まえて、平成19年11月に会社法改正対策プロジェクトチームを設置し、上場会社のコーポレート・ガバナンスのあり方について広く検討を進めてまいりました。
4. 協会は、企業のガバナンスの検討に当たっては、広く海外の状況、例えば、証券監督者国際機構（IOSCO）の専門委員会ステートメント「監査人の独立性及びそのモニタリングにおける企業統治の役割に関する原則」や、2006年5月に欧州議会及び欧州閣僚理事会により採択された「欧州委員会（EC）会社法第8号指令」についても調査いたしました。また、日本監査役協会に設置された「コーポレート・ガバナンスに関する有識者懇談会」における熱心な議論にも参加・協力し、その成果である「上場会社に関するコーポレート・ガバナンス上の諸課題について」（平成21年3月26日）も参考にしております。
5. なお、中長期的な観点から、上場会社の適切なコーポレート・ガバナンスの下におけるディスクロージャー制度・監査制度のあり方についても併せて検討しました。これは、現行制度では、上場会社は会社法に基づき事業報告及び計算書類を作成する一方、金融商品取引法に基づき有価証券報告書を作成し、会社法と金融商品取引法の二元的なディスクロージャーが要求されており、開示項目が不要に重複する等の問題が生じていることに対応したものであります。また、二元的な監査制度による監査報告書の作成時期の違いにより生じている諸問題についても対応が必要であります。

この問題に関する提言につきましては、金融庁に説明の上、ご理解を求めているところでございます。